

令和6年第7回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月20日(木)13時30分～14時55分

2 開催場所 矢巾町役場 2-2会議室

3 出席委員
(15名)

会長	16番	佐藤	俊孝
会長職務代理者	15番	高原	弘明
委員	1番	熊谷	洋司
委員	2番	阿部	江利子
委員	3番	朴田	敦志
委員	4番	佐々木	博也
委員	6番	佐々木	達也
委員	7番	白澤	和実
委員	8番	高橋	かおる
委員	9番	佐々木	昭英
委員	10番	福澤	広基
委員	11番	金子	忠博
委員	12番	佐々木	光枝
委員	13番	星川	忠博
委員	14番	中塚	誠

欠席委員
(1名)

委員	5番	白澤	克美
----	----	----	----

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議録書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の提出について
日程第6	報告第2号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第7	議案第1号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について
日程第8	議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第9	議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第10	議案第4号 令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長	細越	一美
係長	泉山	弘道
主任主事	南幅	央毅

議長 それでは第7回農業委員会総会を開催させていただきます。
会議に先立ち、皆様にお知らせします。
5月1日から、庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には、上着を脱いでいただいても結構でございます。
本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。
また、議案の朗読は、表題のみとさせていただきます。
質問、意見、討論などの発言の際は、挙手により発言の意思表示をお示し願います。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるようお願いいたします。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、5番、白澤克美委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和6年第7回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしてる日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 <異議なしの声>

異議なしということで、日程に従い進めてまいります。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長 <異議なしの声>

それでは当職より指名いたします。

4番、佐々木博委員、6番、佐々木達也委員、7番、白澤和実委員にお願いします。

議長 日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

議長 <異議なしの声>

それでは、当職より指名いたします。

議長 農業委員会事務局、南幅央毅主任事にお願いたします。

議長 日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

議長 <異議なしの声>

それでは、本日1日と決めます。

議長 日程第4、業務の経過報告ですが、別紙より事務局から報告させます。

議長 【事務局長により、業務の経過報告朗読】

業務の経過報告について、私の方から補足説明させていただきます。

議長 5月29日、東京都文京シビックホールで行われた全国農業委員会会長大会に出席しました。

議長 農業新聞購読の取り組みに優秀な組織の表彰、時節柄の農政課題についても情報共有することを目的にした大会であり、岩手県からは16の農業委員会と農業会議から5名が出席しました。県選出の国会議員への要請については、本人に面会ができず、議員秘書を通じて文書でお願いすることになったようです。

議長 6月7日、矢巾町議会定例会6月会議において、農業委員会会長就任の挨拶をいたしました。

議長 6月10日、矢巾町議会定例会6月会議において、一般質問がありました。委員の皆さんにも事前に情報共有しておりましたが、横澤駿一議員からチョウザメの養殖施設を作るとした場合、農地転用が可能かというものでした。養殖という目的であり、状況に応じた許可要件が整えば、農地転用が可能であると答弁しております。

議長 6月14日、農業委員会会長会議・研修会は県内の会長33人が招集されました。一関市の会長から「白い農地」問題について、要旨説明と陳謝がありました。一関市では委員改選が控えており、農業委員及び農地利用適正化推進委員の応募が定員を満たしていない状況のようです。現会長は、次期委員には応募しないようです。

議長 食料・農業・農村基本法の一部改正法案が成立しましたが、これまでの担い手への農地集約の方策に加えて、食糧安全保障の確保を前面に押し出しています。

議長 ロシア・ウクライナ問題も絡み、日本の食料自給率が38%で低迷しつつある中で、自国で食料確保できる方法を構築せずに、他国を頼ることがあってはなりません。安定的な食料供給力の確保を重要視した法改正です。

議長 当然ですが、輸出国においては、自国民を飢えさせてでも日本に食料輸出しようという考えはありえないと思います。

議長 我が国は、いかに安定的に食糧を確保するかが求められており、その内容を食糧安全保障として、法改正に盛り込まれることとなります。

議長 具体的な内容は、この後に策定される基本計画に明確な骨子が盛り込まれ、政策として展開されることとなります。

議長 農家の皆さんには政策内容が、補助金や交付金という形で展開されてきます。
今後、会議などで収集した情報を委員さんと共有し、委員会活動に役立てていただければと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。
この内容について、皆さんから質問ありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長 では、次に進みます。
日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号、事務局朗読】

議長 事務局 補足説明を許します。
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。
議長 報告第1号について、説明させていただきます。
事務局 番号1、番号4については、相続が発生してからかなりの日数が経過しております。この理由ですが、相続登記を失念しており、この度の相続登記の義務化に伴い、相続未登記になっていることに気づいたことから、相続登記をしたものでございます。

番号1、番号3については、遠隔地の方が相続人となるものです。番号1は被相続人の宅地周辺の農地であり、この農地の管理については、注意深く確認していく必要があると考えております。

番号3については、この農地は地域の法人が貸借により耕作ををしている状況となっております。以上でございます。

議長 それでは、質疑ありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長 では、次に進みます。
日程第6、報告第2号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号、事務局朗読】

議長 事務局 補足説明を許します。
議長 はい、議長。
事務局 はい、事務局。
議長 報告第2号について、補足説明させていただきます。
事務局 非農地判断の案件については、これまでは議案としていたところでしたが、国の通知により、非農地判断は総会の議決を要するものではなくなりました。農業委員3名の現地調査を行い、非農地であると判断した場合は、直ちに非農地として処理するよう通知があったことから、先日の運営委員会において協議した結果、今回から報告事案とすることになりました。

番号1については、報告第1号の番号4の相続案件と同一の農地であり、今回相続した農地を事務局で確認したところ、山林化してしていることが判明したため、現地調査を行ったものでございます。

番号2については、番号2-1の所有者が自ら所有していた農地付空き家を売却するにあたり、他に所有している土地を確認したところ、当該農地が山林化していることがわかり相談を受けたことから、同じく山林化している隣接する番号2-2の農地と併せて、現地調査を行ったものでございます。

なお、非農地判断後についてですが、番号2-1、2-2の所有者は親戚関係にあり、これらの土地の隣接宅地に居住している番号2-2の所有者に対し贈与をすることとなり、受贈後は、山林原野として適正に管理する予定であると聞いております。

番号3については、4月総会で非農地判断をした案件に隣接した農地であり、その案件の農地の所有者から非農地判断という制度があることを聞いて、所有している農地が山林化しているため、同様に非農地判断ができないか相談を受けた案件となっております。以上でございます。

議長 6月13日、再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告いたします。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。

6月13日、阿部江利子委員、金子忠博委員、泉山係長、私の4人で現地調査に行きました。

番号1については、当該土地は樹木が生い茂っており、周辺の山林原野と一体となった山林になっていました。

侵入路が県道●●●●線の敷地上にあり、荒廃化していることから、当該土地への侵入も困難な状況となっております。

農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断いたします。

佐々木達也委員 この場所は途中から車を降りて行かなくてはならず、30m先は侵入も難しい状況でした。農地周辺も含み山林化しており、直径20-30cmくらいの木が全面に生えており、この面積を再生するのは非常に困難と感じました。

番号2-1、2-2についてですが、当該農地は樹木が生い茂っており、山林化している。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断いたします。

この場所は面積は小さいですが、木はかなり太く、かなり前から山林化していたと思われる、再生するのは非常に困難と感じました。

番号3についてですが、当該土地は樹木生い茂っており、山林化しています。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 はい、説明ありがとうございます。

その他、補足説明ありますか。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長 では、次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号、事務局朗読】

補足説明を許します。

議長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号について、補足説明をいたします。

番号1の申請時の状況は、議案の次のページをご確認願います。

役場の西側約●●kmに位置し、南側には町道●●●●線が横断しており、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は農用地区域内の農地ですので、農用地です。

番号2の申請時の状況は、次のページをご確認願います。

役場の北側約●●kmに位置し、南側は町道●●●●線に隣接しており、市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は、農用地区域内の農地ですので、農用地です。

これらの案件は、令和3年度に営農型太陽光発電をするため、パネルの支柱部分について一時転用許可を受けていたものの更新となります。毎年、県に対して報告している収量について、それぞれ転用の許可要件である地域の平均反収の8割を超える収穫の実績があることから、更新についても許可要件を満たせるものと考えております。以上でございます。

議長 6月13日に農地転用の現地調査を行った農業委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

6月13日、佐々木達也委員、金子忠博委員と私、事務局の泉山係長の4人で現地調査に行っておりまして。

読み上げます。

番号1についてですが、当該用地は農振農用地であるが、営農型の太陽光発電のための一時転用の更新であり、発電の装置下部では、ナス・ピーマンを収穫している。現在、地域の平均反収の8割を超える収穫があることから、引き続き一時転用することはやむを得ないと判断いたしました。

こちらは、現況が畑の状況のところ太陽光発電が設置されておりました。

番号2については、現況は田んぼ、転作田に該当します。

当該用地は農振農用地であるが、営農型の太陽光発電のための一時転用の更新であり、発電の装置下部ではネギを収穫している。現在、地域の平均反収の8割を超える収穫があることから、引き続き一時転用することはやむを得ないと判断いたしました。

補足として、ネギはある程度の日照時間がないと、生育に著しく遅れが生じます。一般の農地でも日陰と日の当たる部分がある場合は、同時に収穫をすると、生育が遅れる部分は反収が少なくなる現象があります。こちらは太陽光発電が全体に設置された下部にネギを栽培しており、生育の遅れは約1ヶ月ほど見込まれ、収穫時期を遅らせれば、通常の収量が見込めると判断いたしました。

これは私達が5年前に許可を出した案件でもあり、その当時は、日陰のこと等いろいろ問題があり、心配ではありましたが、今後はこういうケースも進めていく必要があると判断で、許可をした案件でありました。

阿部江利子委員 実際に現地を確認したところ、その当時よりも夏の気温も高く、日照もすごく厳しい状況になっております。その状況下でナスとピーマンを生育するのは、今の方が生育に支障がないと判断いたしました。

ネギについても先ほど申し上げたような内容で、1ヶ月ほど収穫を遅らせれば、通常通り収穫できるという判断をしました。太陽光発電で反対したのは、5年単位では収穫が基準を満たせない場合に施設の取り扱いをどうするのか?と心配しておりましたが、現状は予定通りの収穫ということですから、この耐用年数の25年~30年の期間は可能であるとみております。

これを継続できるように私達も現地を確認し、助言をして進めていくことが大切かと判断いたしました。以上です。

議長
事務局
議長
熊谷洋司委員
議長
熊谷洋司委員

その他、補足説明ありましたら説明願います。

ありません。

質疑ありましたら、挙手願います。

はい、議長。

はい、1番、熊谷洋司委員。

1番、熊谷洋司です。

地域の平均反収の8割を超える収穫があることをどのような方法で確認していますか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

1番、熊谷委員の質問にお答えします。

こちらは支柱部分の一部転用となりますので、実際に耕作できなくなるのは支柱部分のみとなります。それ以外の農地は作付がなされておりまして。その作付した農地の収穫は毎年、県に報告することが義務付けられており、収穫物を販売した伝票等で収量を確認して報告することになります。地域の平均反収の8割を超えた結果を県に報告しております。以上でございます。

議長
佐々木博委員
議長
佐々木博委員

他に質問、質疑ありますか。

はい、議長。

はい、4番、佐々木博委員。

4番、佐々木博です。

確認になります。

太陽光発電事業については賛成ではありますが、この事業をやっていく中で、周辺地域との調和が重要であると考えます。

例えば、地域からの苦情等、事務局にそのような情報はありますか。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

4番、佐々木委員の質問にお答えします。

この周辺には農地もありますが、このことより、例えば、収量が落ちた等の情報は事務局に入ってきておりません。

朴田敦志委員
議長
朴田敦志委員

はい、議長。

はい、3番、朴田敦志委員。

3番、朴田敦志です。

番号2の農地は自分の法人の農地が隣接しており、麦を栽培しております。その前の年はキャベツを作付けしましたが、収量が落ちるということはありません。

また定かではないですが、農地の西側には民家はなかったと思いますので、作付に影響があったということも、とりあえず今のところはございません。

付け加えるならば、収穫時期は少し遅くなりますが、ネギはうらやましいくらいに立派に育っています。

議長

他に質疑ありませんか。

《なしの声》

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

討論ありましたら、挙手願います。

最初に反対討論から確認します。

《なしの声》

議長

反対討論なしとして、賛成討論に移ります。

賛成討論ありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。

それでは挙手により表決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による農地の整備を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

高原弘明委員
議長
高原弘明委員

はい、議長。

はい、15番、高原弘明委員。

15番、高原です。

次の議案は私がこの副代表理事となっている、法人の案件になっています。

従いまして、議事参与の制限に該当すると思われるので、退席の許可をお願いします。

議長 15番、高原委員について、議事参与の制限により退席を許可します。退出するまで、休憩といたします。

《休憩 14：17》

《再開 14：18》

議長 議事を再開します。

日程第8、議案第2号、農地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第2号 事務局朗読】

補足説明を許します。

議長
事務局
議長

ありません。

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありましたら、挙手願います。

最初に反対討論ございますか。

《なしの声》

議長

反対討論なしとして、賛成討論に入ります。

賛成討論はありませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認め、それでは挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

次に進みます。

日程第9、議案第3号、農地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号、事務局朗読】

議長
事務局
議長
事務局
事務局

補足説明を許します。

はい、議長。

はい、事務局。

議案第3号について、補足説明させていただきます。

こちらの案件は、もともとは今回の配分予定者である法人に配分されていた農地でしたが、その法人の構成員が独立して法人化することに伴い、その法人に対して再配分したものでした。

事務局

この度、その法人が自己破産により、継続して耕作することが不可能になったことに伴い、当該農地の耕作も難しいとのことから、もともとの法人に対して、再配分することになったものです。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

佐々木博委員
議長
佐々木博委員

はい、議長。

はい、4番、佐々木博委員。

はい、4番、佐々木博です。

法人が自己破産したということですが、それは農業法人ですか？

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

4番、佐々木博委員のご質問にお答えします。
自己破産した法人は、株式会社です。以上です。

朴田敦志委員
議長

はい、議長。

はい、3番、朴田敦志委員。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
もともとの法人に再配分ということですが、耕作者はどうなりますか。

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 3番、朴田委員の質問にお答えします。配分予定者にも確認はしましたが、現在の配分者の自己破産に伴うものであり、急なことでもあったことから、具体的な耕作者を決める間もなく、配分予定者が配分を受けることになったものでございます。今後、耕作を進めるにあたり、配分予定者に対しては、耕作者を選定して適正に耕作するよう指導したところです。以上です。

議長 他にご質問ありますか。
議長 <<なしの声>>
議長 質疑なしとして討論に入ります。
討論ありましたら、挙手願います。
最初に反対討論はございませんか。
議長 <<なしの声>>
議長 反対討論なしとして、賛成討論に入ります。
賛成討論はございませんか。
議長 <<なしの声>>
議長 賛成討論なしと認めます。
それでは、挙手により採決に入ります。
議案第3号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
議長 【挙手多数】
挙手多数ですので、要請することに決めます。
次に進みます。
日程第10、議案第4号、令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。
議題について事務局より説明させます。
議長 【議案第4号 事務局朗読】
補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 それでは、議案第4号につきまして補足説明をさせていただきます。
令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価を総会において、行うものでございます。
1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消等については、実績を記載した内容となっております。
（3）新規参入の促進については、実際に新規参入があった面積ではなく、新規に農地中間管理機構を通して貸借をした際に、将来的に新規就農者に対して配分しても良いという同意を得ることができた面積を実績として記載することになっております。その面積をこちらに記載しております。

事務局 3、点検・評価結果については、実績結果を点数制を活用して記載することとなっております。昨年度同様の結果ではありますが、「農業委員会の点検・評価結果」は目標に対して期待通りの結果が得られましたが、「推進員等の点検・評価結果」は目標に対して期待をやや下回る結果となっております。
この結果となった大きな要因としては、まず本町の農地の最適化が進んでおり、これ以上の成果を上げることが難しい状況であるということと、最適化活動を行う目標日数を月に10日としておりますが、実績日数が大きく下回っていることが、原因として考えられます。
今後の対策として、本日の全員協議会において活動内容を共有し、活動日数に反映できるよう説明させていただきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。
阿部江梨子委員 はい、議長。
議長 はい、2番、阿部江利子委員。
阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。
「推進員等の点検・評価結果」ですが、委員16人全員が目標達成できなかったということでしょうか？それとも平均値が達成できなかったということでしょうか？

事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。

事務局 2番、阿部江利子委員の質問にお答えします。
「推進員等の点検・評価結果」は、委員毎の実績を点数で算定した結果となります。16人全員が目標達成とならなかったということです。

議長 その他、質疑ありませんか。
《なしの声》

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。反対討論はございますか。
《なしの声》

議長 反対討論なしとして、賛成討論に入ります。

熊谷洋司委員 1番、熊谷洋司です。
最適化活動の成果目標設定については、適正だと思います。
ただ、最適化活動を行う日数が少ないことに対し、日数を増やす取り組みが必要だと感じています。

議長 他に賛成討論ありませんか。

朴田敦志委員 3番、朴田敦志です。
最適化活動日数が目標を大きく下回っていることに驚きました。私の前任委員は、かなり積極的に活動していた印象でした。新任委員研修でも農地に関わる活動をした時は、些細なことでも報告書に記載するよにとのことでした。頑張っていきたいと思えます。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。
最適化活動日数の平均が5.4日でしたが、自分の仕事を持ちながらの活動は大変ではあります。時間の工夫をしながら、頑張っていきたいと思っています。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。
活動日数を増やすためにも、専門委員会でも月1回の情報共有の場を設けるのもいいと思います。自分は農業委員のほかに、地域農業に関わる役割を複数担って活動しています。どの活動を報告していいか判断が難しいこともあるため、具体的な記載例を提供いただければ、報告しやすくなると思います。4月に遡って自分の活動を確認し、活動報告書を改めて作成したいと思います。

議長 活動日数は活動日という扱いなので、1日のうちにたくさんの活動をしたとしても、1日という取り扱いになってしまいますので、ご留意いただきたいです。
農地での声がけ等のあっせんに関わることや、情報収集を含めた最適化につながる活動について、報告いただくようお願いします。

事務局 本日の全員協議会において、活動報告書の記載方法や記載例を共有するため、資料等を準備しております。そちらの時間でも確認いただくようお願いします。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。
事案を調整するために、タブレットを活用して情報収集することも活動に該当すると思っています。何日か日数を要することもあるので、1件の案件を数日かけて活動したという報告にもなると思います。そういった事例集を提供いただけるとありがたいです。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。
活動日数の実績が少ないことに驚きました。私は買い物の途中で気になる農地があった際は、現地を少し見た後、自宅に戻ってタブレットで確認したり、他の委員に電話で相談したりすることもあります。そういうことも活動日数にカウントできるということですなので、記録したいと思います。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
農政経済専門委員会では、農作業賃金について協議する場を毎月、設けていきたいと考えています。そういうことも活動日数につながりますか。

事務局 4番 佐々木博委員の質問にお答えします。
小さいことでも報告いただきたいのですが、活動日数にカウントされるのは、最適化活動に該当するものとなります。農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進に繋がる内容となります。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
例えば、農作業賃金がもうちょっと安ければ集積に繋がっていく等、そういう内容をフィードバックして、農政経済専門委員会で話し合うとか、ということですね。報告する際は、キーワードを盛り込んだ報告書を提出します。

議長 その他はありませんか。
新任委員の皆さん、何か疑問に思うところはありますか。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。
矢巾町は集積率が非常に高く、ほぼ達成しているかと捉えているのですが、それでもまだまだ活動しなければならぬということでしょうか。最終的には集積率100%を目指すという話なんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、福澤委員の質問にお答えします。
矢巾町は集積率が高く、最適化活動が進んでいるという状況でもあります。その理由から最適化活動推進委員を設置せず、農業委員が兼務することとしております。進んでいるが故に成果は見えにくいところがありますが、現状より少しでも良い状況を目指すことや集約を進めていくということには取り組んでいく必要がありますので、ご理解ください。以上でございます。

議長 補足ですが、当町は集積率は80%を超えておりますが、集約により効率的な低コスト化を進めることや、新規就農、遊休農地を解消する等の取り組みが必要であり、その取り組みによる伸び代は、まだまだ残っているということです。

中塚誠委員 14番、中塚誠です。
皆さんの話や新任委員研修を受講し、活動しなくてはという思いになっています。数多くの記入例を提示していただければ、報告書の作成がしやすくなると感じています。

議長 新任委員は地域の委員と行動を共にすることで、活動の内容を理解することができると思いますので、よろしくをお願いします。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。
昨年の反省を踏まえ、農作業の合間に新規就農や遊休農地解消につながるような情報収集を積極的に行っていこうと思います。テーマを決めて声掛けをしていけば、目標の月10日は達成できると思います。以上です。

議長 大変心強い発言がありました。委員各位がいろんな工夫をし凝らし、令和5年度の実績をはるかに上回る活動をしていただければ、目的は達成できると思いますので、積極的な活動をお願いします。

議長 賛成討論は出尽くしたようですので、討論を打ち切ります。
それでは、別紙のとおり点検・評価することとして、表決に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 《異議なしの声》
それでは、挙手により表決に入ります。

議長 議案第4号、令和5年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、別紙のとおり点検・評価する決するに賛成する委員の挙手を願います。

【挙手全員】
挙手全員ですので、別紙の通り点検・評価することに決します。
以上で、議事の全てを終りましたので総会は閉会といたします。
皆様、大変ご苦労さまでした。

以上は、令和6年6月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和6年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議長 会長 _____

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番